

【資料1】

2023 年度りそな未来奨学生

募集要項

2023 年 3 月

公益財団法人 りそな未来財団

2023 年度りそな未来奨学生 募集要項

1.応募資格

当財団が対象とする高等学校に 2023 年度に新高校 1 年生として在学するひとり親世帯または両親のいらっしやらない世帯の生徒で、勉学意欲があり学資の支弁が困難と認められる生徒とします。

2.給付期間・金額

高等学校 1～3 年次の 3 年間、月額 20,000 円（年額 24 万円）を奨学金として給付します。奨学金は 4、10 月（但し、初回振込のみ 8 月）に 6 ヶ月分ずつ本人名義の銀行口座に振込みます。

3.採用者数

当財団が対象とする高等学校から推薦を募り、選考の上 55 名程度を採用します。

4.応募方法

下記の必要書類を提出用封筒に封入のうえ、在学高校にご提出ください。在学高校にて推薦書等を添えてりそな未来財団に宛てて送付してください。

個人からの直接応募申込には応じられません。

(1) 応募者が記入・準備するもの

- ① 願書【書式 1】【書式 2】
- ② 住民票（本人及び願書記載の同居家族全員※続柄要、本籍地・マイナンバー不要）
- ③ 収入証明書（収入の証明書）※コピー可
- ④ 中学 3 年次の成績表の写し

(2) 学校より提出を受けるもの

- ① 推薦書（学校長の推薦書）【書式 3】
- ② 在学証明書

5.書類提出の締切

2023 年 5 月 15 日（月）までにりそな未来財団に簡易書留にて郵送してください。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

6.採否の通知と手続き

勉学の意欲・家計状況・課外活動等を総合的に評価し、選考の結果を 7 月中に在学高校に通知します。

7.今後の予定

2023 年 5 月 15 日	応募締切
2023 年 7 月頃	採用通知
2023 年 8 月頃	奨学金振込（初回）
2024 年 12 月頃	奨学生の集い
2026 年 3 月	卒業激励会

8.奨学生へのお願い

奨学生に約束していただくことは以下の通りです。

1. 常に向上心をもって励み、他に迷惑をかける行為はしません。
2. 学業・スポーツ・文化活動に勤めます。
3. りそな未来奨学生としての公式行事「奨学生の集い」「卒業激励会」に必ず出席します。

また、年1回の「成績表」の提出（1年次3月と2年次3月）をお願いしています。

なお、休学や長期の欠席等学校生活に変化が生じた際には、必ずりそな未来財団にご報告ください。

詳細は裏面「りそな未来奨学金制度給付規程 抜粋」をご参照ください。

以 上

連絡先：公益財団法人りそな未来財団

〒135-0042 東京都江東区木場 1-5-25

TEL 03-6704-3879

<個人情報の保護について>

りそな未来財団が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用します。また、当財団としては奨学生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期し、当財団の「個人情報保護方針」に基づき、適正に管理いたします。

りそな未来奨学金制度給付規程 抜粋

第4条【奨学金給付期間】

奨学金給付期間は、高等学校1年次から3年次の3年間とする。

第7条【奨学金の交付】

奨学金は、6ヵ月ごと交付することを常例とする。

第1期 給付日 4月1日（4月から9月分）

※ただし、第1回（高校1年次）給付は8月15日交付

第2期 給付日10月1日（10月から3月分）

第9条【異動届出】

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに届け出なければならない。

- (1)休学・復学・海外留学・転学または退学したとき
- (2)停学その他の処分を受けたとき
- (3)本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (4)他の奨学金の給付を受けることとなったとき

第10条【奨学金の休止】

奨学生が休学または長期にわたって欠席したとき、また上記の義務を果たさなかったときは、奨学金の交付を休止することがある。

奨学生の学業または素行などの状況により、奨学金の交付を停止することがある。

第11条【奨学金の復活】

前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

第12条【奨学金の廃止】

奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- (1)在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (2)学業成績または素行が不良となったとき
- (3)奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4)前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5)その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき